

令和3年度

認定こども園

募集要項



◆もくじ◆

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ・認定こども園とは・入園基準 | ・・・・・・・・P1 |
| ・認定区分・保育の必要量 | ・・・・・・・・P2 |
| ・預かり保育・早朝・延長保育 | ・・・・・・・・P3 |
| ・募集人数・保育料 | ・・・・・・・・P3～P4 |
| ・通園方法（通園バス）・制服・給食・その他 | ・・・・・・・・P4 |
| ・入園申込について・入園決定までの予定 | ・・・・・・・・P5～P6 |

高 野 町

〒648-0281 和歌山県伊都郡高野町大字高野山 636 番地
(高野町役場 福祉保健課)

TEL:0736-56-2933 FAX:0736-56-4745

認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、就学前の子どもに教育と保育を一体的に行う施設です。

3歳以上児においては、保護者の就労などによって8時間以上の保育を受ける保育認定児と従来の幼稚園児と同じように5時間半以内の教育を受ける教育標準時間認定児を混合クラスにし、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように、教育及び保育を提供します。



入園基準（入園資格）

令和3年4月1日現在、高野町に住所を有し、1歳から5歳児（就学前）までの児童（平成令和3年4月1日までに高野町に転入予定の児童を含む）

◆入園対象児年齢

《1歳児》 平成31年4月2日～令和2年4月1日生

《2歳児》 平成30年4月2日～平成31年4月1日生

《3歳児》 平成29年4月2日～平成30年4月1日生

《4歳児》 平成28年4月2日～平成29年4月1日生

《5歳児》 平成27年4月2日～平成28年4月1日生

注)

入園を希望される方に、利用のための認定を受けていただきます。

年齢および保育の希望の有無によって3つの認定区分が設けられています。

1号認定 教育標準時間認定 (満3歳以上)

保育に欠ける、欠けないに関わらず、幼稚園等での教育を希望される場合

利用時間：(月～金曜日) 8時30分～14時00分

土曜日、日曜日、国民の祝日、夏休み、冬休み、学年末

2号認定 保育認定 (満3歳以上)

3号認定 保育認定 (満3歳未満)

保育を希望し、かつ保育の必要な事由に該当することが必要です。

保育の必要な事由とは…

- ① (家庭外労働) 常に家庭の外で仕事をしていて、児童の保育ができない場合
- ② (家庭内労働) 家庭内で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をしていて、児童の保育ができない場合
- ③ (母親の出産等) 母親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があるので、児童の保育ができない場合
- ④ (病人の看護等) 児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害を有する人がいて、保護者がいつもその看護にあたっており、児童の保育ができない場合
- ⑤ (家屋の災害) 火災や風水害、地震などの被災により、家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- ⑥ 上記①～⑤に類することで明らかに児童の保育ができないと、特に高野町長が認める場合

保育時間：(月～金曜日) 7時30分～18時30分 「保育標準時間」

8時30分～17時00分 「保育短時間」

(土曜日) 8時30分～12時00分

日曜日、国民の祝日、年末年始は休園

注)

2号・3号認定に当たっては、保育に欠ける事由が就労(家庭外労働・家庭内労働)に該当する場合、保育の必要量に応じて次のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」 利用

フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)

「保育短時間」 利用

パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

預かり保育（１号認定児のみ対象）

預かり保育の対象者は、実施園の１号認定児で、保護者が次の各号に掲げる事情により預かり保育の利用を希望する場合とする。

- ① 保護者の就労
 - ② 保護者の傷病・出産による入通院
 - ③ 保護者の災害・事故
 - ④ 保護者の家族の通院・看護・介護
 - ⑤ 上記①～④に類することで明らかに児童の保育ができないと、特に高野町長が認める場合
- ※保育料とは別に利用料が必要です。

早朝・延長保育（保育短時間利用児のみ対象）

早朝・延長保育の対象者は、実施園の「保育短時間」利用児で、保護者が次の各号に掲げる事情により早朝・延長保育の利用を希望する場合とする。

- ① 保護者の就労
 - ② 保護者の傷病・出産による入通院
 - ③ 保護者の災害・事故
 - ④ 保護者の家族の通院・看護・介護
 - ⑤ 上記①～④に類することで明らかに児童の保育ができないと、特に高野町長が認める場合
- ※保育料とは別に利用料が必要です。

定 員

認定区分	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	計
１号認定	—	—	４名	４名	４名	１２名
２号認定	—	—	１６名	１６名	１６名	４８名
３号認定	３名	１３名	—	—	—	１６名
定員	３名	１３名	２０名	２０名	２０名	７６名

募集人数

１歳児から２歳児は３号（保育）認定児のみ、３歳児から５歳児は１号（教育）認定児と２号（保育）認定児を募集します。

各学年 若干名（新入園児）

保育料

平成 29 年度から、高野町独自の施策として、１歳児から５歳児のすべての子どもに対して、保育料及び給食費は無料です。

保育料参考（子ども子育て支援新制度ハンドブック引用）

■国が定める利用者負担の上限額の基準（月額）

教育標準時間認定の子ども （1号認定）	
階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※給付単価を限度とします。

※新制度移行時点の保育料等の額が市町村が定める利用者負担よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、従前の水準を基に各施設で定める額とすることも認められます（経過措置）。

保育認定の子ども				
階層区分	（2号認定：満3歳以上）		（3号認定：満3歳未満）	
	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※給付単価を限度とします。

※満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担は、3号認定の額を適用します。

ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減となります。

通園方法（通園バス）

保護者による送迎が基本ですが、サービスとして通園バスを運行します。

- ・利用可能園児：2歳児から5歳児
- ※但し、園周辺の園児については、保護者にて送迎
- ・通園バス利用希望者は、入園決定後、所定の申請書を提出

制服

制服及び体操服・スモックを着用予定。

給食

完全給食（全園児対象）を実施します。

（原則、アレルギー食等個別食についても可能な限り対応します）

その他

絵本代、保護者会費、その他教材費等が必要です。



入園申込について

「在園児」

書類配布：高野町役場福祉保健課

受付先：高野町役場福祉保健課

受付期間：令和2年10月1日～令和2年10月30日

「新入園児」

書類配布：高野町役場福祉保健課

受付先：高野町保健福祉センター1階 和室

受付期間：令和2年11月2日（月）・令和2年11月4日（水）・令和2年11月5日（木）

受付時間：午前9時50分～午前11時20分

面接：午前10時～午前11時30分

※書類提出時にお子様と一緒に面接をいたします。

次の書類を整えて申し込んでください。

◆提出書類

①支給認定書兼入所申込書（第1号様式）

児童1人につき1枚必要です。

「入園児童の家庭の状況」欄は入園の可否を決める際の資料としますので、記入もれないように正しく記入し、書ききれないときは別に用紙を付けてください。

また、施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）を利用するためには、「支給認定」をお住まいの市町村で受ける必要があります。3つの区分の認定に応じて施設の利用先が決まっていきます。

保育を希望する場合、「保育の必要性」の認定の手続きが必要となります。

お子さんの年齢や、保護者の就労状況、家庭状況から、市町村が保育の必要性を判断し、認定証を発行します。

②添付書類

保育を希望される場合のみ提出が必要です。

保護者の状況	添付書類	備考
勤務している方	第2号様式	勤務先等による証明
内職をしている方	証明願	雇い主等による証明
勤務が内定している方	（勤務等証明書）	証明が受けられない場合は、 入園申込に関する理由書（第4号様式）の提出
自営業の方	第3号様式 （証明願）	地区民生児童委員による証明

妊娠中の方	第4号様式 (入園申込に関する理由書)	母子手帳の写し
疾病、障害をお持ちの方		医師の診断書等または 障害者手帳の写し
家族の介護(看護)中の方		医師の診断書
求職活動中の方		ハローワーク登録証の写しまたは、 就労活動証明書

※勤務状況等が把握できない場合は、勤務先等に連絡させていただくこともありますのであらかじめご了承ください。

◆注意事項

- ・入園申込後、家族構成や申込内容(保育時間など)に変更があった場合は届け出が必要です。
- ・先着順ではありません。特に保育の認定に当たっては、保育を必要とする事由や就労形態、就労時間について審査します。
- ・在園児についても新たに申込書が必要となります。また、保育の必要性の認定の有効期間については、保育の必要性の事由にもよりますが、2号認定については小学校就学前まで、3号認定については満3歳の誕生日までが基本となります。認定区分に変更が生じた方も新たに申込書を提出してください。

入園決定までの予定

- 1 1月中旬～ 入園申込書類審査
1月上旬 入園の可否を通知します。

【入園が決定された方】

- 3月～随時 利用決定書を通知します。
4月上旬 入園式

※新入園児は「ならし保育」を実施します。

「ならし保育」期間として基本、入園後1週間、給食後のお迎えをお願いします。

※家庭保育の推進

保護者の方の仕事が休みの際は家庭保育にご協力ください。但し、保護者の方の仕事が休みで保育を希望される場合はそのことをお知らせいただき、お迎えの場合は午後5時までに来園してください。(原則として)

※入園説明会のお知らせ

入園が内定しましたら、入園説明会を実施致しますのでご参加お願い致します。

内容：入園までにご用意していただく物の説明など

日時：1月下旬～2月上旬ごろ(予定)